

令和 8 年度における国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの 中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国際農研は、令和 8 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 697 百万円、比率が 67.3% になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者向けの契約比率については、官公需総予算額に対して 3%、約 31 百万円となるように努めるものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

国際農研は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報をホームページへ掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底するものとする。

また、発注を行う際、性能、規格等の必要な事項を仕様書に明記又は入札説明会等において十分な説明を行うことにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明を行うものとする。

2 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書、審査項目を作成するものとする。

3 分離・分割発注の推進

物件等の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な履行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

特に、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うものとする。

4 適正な納期・工期、納入条件等の設定

（１）物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しの活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

（２）物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第３３条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。

また、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和７年法律第６０号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者に委託しないものとする。これを担保するため、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」にのっとり、当該受注事業者に対して誓約書の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

5 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的

価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

6 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するため、予定価格に対応する等級の者に加え、一等級又は二等級下位の等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

7 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

8 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

(1) 技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力化を一層進めるものとする。また、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式を積極的に活用するものとする。

(2) 高度かつ独自の新技术を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、受注機会の増大を図るため、スタートアップからの公共調達促進に関する関係府省庁等会議において関係府省庁等で申し合わせた「高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）」の一層の活用に努めるものとする。

9 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国際農研における調達について、少額の随意契約による場合には、国際農研管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

10 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払等）を行うよう配慮するものとする。

1 1 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

中小企業・小規模事業者が受注した契約において、価格転嫁・取引適正化を実現するためには、契約締結時において予め物価変動を適切に請負代金に反映し、納期・納入条件等が明確に設定されること、契約期間中においても円滑に価格転嫁の交渉が行われること等が不可欠である。そのため、物価変動を反映した予定価格の作成、価格交渉の円滑化のための契約条項の設定、低入札価格調査制度の適切な活用を通じたダンピング防止など、発注前から契約期間中の各段階に応じて、必要となる措置を講ずるものとする。

(1) 予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

特に、同年の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に最新の実勢価格や需要の状況等を考慮するものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

(2) 適切なコストの積上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用するものとする。

また、低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・

説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者とししない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。

さらに、低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているか、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者とししないよう取り扱うものとする。

1 2 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- (1) 清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。加えて、入札金額における人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。
- (2) 契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

1 3 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

(1) 工事の契約時の対応

工事の発注に当たっては、建設業法第34条第2項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更についてはあらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定するものとする。

さらに、主要な資材の供給の著しい減少、資材価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものと

する。

(2) 物件及び役務の契約時の対応

物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額(入札による契約を含む)の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(3) 全ての発注における対応

上記(1)、(2)の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明会や入札説明資料、契約時においてその旨を説明するものとする。

1.4 中小建設業者の受注機会の確保に向けた配慮

(1) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第49号)における持続可能な建設業の実現という趣旨と中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、予算の繰越しや複数年契約の活用、中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化に努めることとし、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大を図るものとする。あわせて、休日の付与、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。

(2) 一般競争入札や指名競争入札を行う際、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保を図るものとする。

(3) 特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用を一層推進することにより、中小建設業者に対する受注機会の増大を図るものとする。

(4) 「発注関係事務の運用に関する指針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図

るための措置に関する指針」に規定される、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化に努めることにより、中小建設業者の受注機会の増大を図るものとする。

- (5) 公共工事の発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、民間団体による研修の活用その他必要な措置を講ずるものとする。

1 5 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

1 6 中小石油販売業者に対する配慮

災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、(1)及び(5)に留意するとともに、例えば、(2)、(3)及び(4)のような取組により、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

- (1) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、費用対効果等も勘案しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- (2) 一般競争入札により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給を要件とし、適切な地域要件の設定（地域内に燃料供給拠点を有すること等）を行うこと。
- (3) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記3に掲げる分離・分割発注を行うこと。
- (4) 原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

1 7 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

1 8 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されている等を理由として不当に取引を制限せず、官公需を通じた被災地域への支援に努めるものとする。

1 9 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記11に掲げる適切な予定価格の作成及び納期・工期の設定について同様の措置を講じるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

国際農研は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

なお、公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されなければならない。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないよう配慮するものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用等

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用を行うものとする。

なお、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品又は役務（以下「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）の受注の機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

- (4) 新規中小企業者からの相談体制

国際農研財務課調達第1係、調達第2係及び総務課会計係を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、国際農研に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、国際農研総務部に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各契約担当に対し、改善策を指示する。

附 則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長 総務部長

委員 財務課長

拠点管理チーム長

財務課経理チーム長

財務課用度チーム長

(庶務 財務課調達第1係及び調達第2係)

なお、委員には、必要に応じて財務課担当者を追加することとする。